

令和5年第1回大台町議会定例会

# 提出議案概要



令和5年3月

**報告第1号 専決処分の報告について**  
**(大和谷橋橋梁修繕工事請負契約の変更について)**

**【理由】**

令和5年2月21日付けで締結した変更請負契約については、契約金額の増額が当初契約の5%を超えず、その金額が500万円以内であったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の委任による町長の専決事項として変更契約を行ったため、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

**【契約の概要】**

工事名：道路メンテナンス事業 大和谷橋橋梁修繕工事  
入札日：令和4年8月22日（一般競争入札）  
議決日：令和4年9月22日  
相手方：山一建設株式会社（三重県伊賀市）  
工事期限：令和5年3月30日

変更前	83,490,000円
増減	1,905,200円
変更後	85,395,200円

**【内容】**

転落防止用の高欄について、当初塗装塗替えを計画していたが、現地再調査の結果、高欄の損傷が著しく機能を果たしていないため、安全な通行を確保すべく新材取替に変更するもの。

**報告第2号 専決処分の報告について**  
**(道の駅環境整備工事請負契約の変更について)**

**【理由】**

令和5年2月22日付けで締結した変更請負契約については、契約金額の増額が当初契約の5%を超えず、その金額が500万円以内であったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の委任による町長の専決事項として変更契約を行ったため、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

**【契約の概要】**

工事名：道の駅環境整備工事

入札日：令和4年5月24日（一般競争入札・総合評価方式）

議決日：令和4年6月22日

相手方：株式会社 西組

工事期限：令和5年3月30日

変更前 127,369,000円

増減 3,290,100円

変更後 130,659,100円

**【内容】**

女子専用トイレ壁面の劣化が著しいため、汚れ落としと塗装、補修工事の増工及び仮設トイレの衛生面に配慮し汲み取り回数が増えるもの。

### 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

#### 【理由】

現在5名の大台町人権擁護委員の内2名の任期が、令和5年6月30日をもって満了となることから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、候補者推薦につき議会の意見を求めるもの。

#### 【内容】

氏名： おくむら 奥村 せつこ 清津子 氏  
経歴： 別冊「令和5年 第1回大台町議会定例会資料」を参照。  
任期： 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

### 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

#### 【理由】

諮問第1号に同じ

#### 【内容】

氏名： かただ 片田 ゆきひろ 幸弘 氏  
経歴： 別冊「令和5年 第1回大台町議会定例会資料」を参照。  
任期： 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

### 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

#### 【理由】

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第9条の規定に基づき、令和4年12月31日の任期満了後も職務を行っている委員の後任者について、同法第6条第3項の規定に基づき、候補者推薦につき議会の意見を求めるもの。

#### 【内容】

氏名： やすだ 保田 ゆりこ 百合子 氏  
経歴： 別冊「令和5年 第1回大台町議会定例会資料」を参照。  
任期： 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

**議案第 3 号～第 7 号 大台町町道路線の認定について**  
**(町道佐原東通線 ほか 4 路線)**

**【理由】**

道路利用者の利便性の向上を図ることを目的に、下記の路線を町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

**【内容】**

**認定する路線**

議案番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
議案第 3 号	町道 佐原東通線	佐原字東通 533番10地先	佐原字東通 543番1地先	
議案第 4 号	町道 佐原東通支線	佐原字東通 543番3地先	佐原字東通 543番3地先	
議案第 5 号	町道 悪水ノ西 1 号支線	弥起井字悪水ノ西 499番2地先	弥起井字悪水ノ西 499番17地先	
議案第 6 号	町道 悪水ノ西 2 号支線	弥起井字悪水ノ西 496番5地先	弥起井字悪水ノ西 496番7地先	
議案第 7 号	町道 菌新線	菌字井田 1282番1地先	菌字秤桁 942番地先	

## 議案第 8 号 大台町町道路線の変更について（町道屋坂線）

### 【理由】

道路台帳図面と現況道路の起点部が一致せず、起点部の位置を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

### 【内容】

変更する路線

新旧の別	路線名	起点	終点	重要な経過地
新	町道 屋坂線	高奈字西野々 330番1地先	高奈字西野々 320番地先	
旧	町道 屋坂線	高奈字西野々 326番地先	高奈字西野々 320番地先	

## 議案第9号～13号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について

### 【理由】

大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第47号）の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【内容】

議案番号	公の施設名称	指定管理者となる団体等の名称
議案第9号	三瀬谷放課後児童クラブ館	げんきっこクラブ運営委員会
議案第10号	大台町宮川歯科診療所	一般社団法人 松阪地区歯科医師会
議案第11号	大台町むらびと工房	みやがわむらびと工房協議会
議案第12号	大台町農林産物処理加工施設「ふるさと耕房大台」	ふるさと耕房
議案第13号	総門の森公園	美菌を守る会
	六十尋滝公園	大杉区
	御滝公園	栗谷区
	江馬公園	江馬区
	丸山公園	下真手区
	もみじの里公園	下真手区
	真手公園	下真手区
	咳の谷公園	神滝区
	水谷公園	宮川上流漁業協同組合
	滝谷公園	滝谷区
	犁谷公園	岩井区
	ホタルの里公園	桧原区

※ 上記の公の施設については、全て条例第5条の規定により公募によらず特定した相手に指定管理者を指定するもの。

### 【指定の期間】

議案第9号

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

議案第10号から議案第13号

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

## 議案第14号 大台町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

### 【理由】

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることとなったことから、現行の大台町個人情報保護条例（平成18年条例第14号）を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、本条例を制定するもの。

### 【主な内容】

#### ➤ 個人情報取扱事務登録簿について（第3条）

法では1,000人以上の個人情報を保有する場合には、「個人情報ファイル簿」の作成及び公表が必要。加えて個人情報を取り扱う全ての事務について、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、閲覧できるよう規定する。

#### ➤ 開示決定等の期限に関する特例について（第5条）

法では開示決定等を行う期限について30日以内と定めているが、条例に規定することにより30日より短い期限とすることも可能。

施行条例においては、開示請求者の利便性を低下させないように、決定期限を14日以内と規定する。

#### ➤ 審査会への諮問について（第9条）

法では個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより審査会へ諮問することができる。とされている。

現行条例において審査会に対し、審査請求に関する諮問以外に個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議することとしていたため、施行条例においても諮問について規定する。

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第15号 大台町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

### 【理由】

「大台町個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定により、「大台町個人情報保護条例（平成18年条例第14号）」が廃止されることに伴い、本条例を新たに制定するもの。

### 【内容】

情報公開制度における審査請求、個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、大台町情報公開・個人情報保護審査会を設置すること、及び組織並びに調査審議の手續等について定める。

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第16号 大台町公共施設整備基金条例の制定について

### 【理由】

将来における公共施設の建設・改修・除却に係る財源として活用する目的で、新たに「大台町公共施設整備基金」を創設するに当たり、本条例を新たに制定するもの。

### 【内容】

- 設置（第1条）  
公共施設の整備等に要する経費に充てるため、大台町公共施設整備基金を設置する。
- 積立て（第2条）  
基金は、一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。
- 処分（第6条）  
基金は、次の各号のいずれかに要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。
  - （1）公共施設の建設
  - （2）公共施設の改修
  - （3）公共施設の除却
- 既存条例の廃止（附則第2項）  
廃止する条例
  - （1）大台町教職員住宅維持管理基金条例（平成18年条例第58号）
  - （2）大台町福祉基金条例（平成18年条例第60号）
  - （3）大台町営若者住宅維持管理基金条例（平成18年条例第73号）
- 経過措置（附則第3条）  
廃止される基金に属する現金は、大台町公共施設整備基金に移管する。

### 【施行期日】

令和5年6月1日

## 議案第17号 大台町土地開発基金条例の廃止について

### 【理由】

「大台町公共施設整備基金」の創設に伴い、大台町土地開発基金条例を廃止するもの。

### 【内容】

大台町土地開発基金条例（平成18年条例第51号）は、廃止する。

### 【施行期日】

令和5年6月1日

## 議案第18号 大台町ふるさと応援基金条例の一部改正について

### 【理由】

大台町を応援するために寄せられた寄附金を、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業（主に子育て支援、教育環境の整備、地域・産業の振興、移住定住の促進）の財源に充てるため、既存の「大台町ふるさと応援基金」の名称を変更し、併せて既存基金の廃止など、所要の改正を行うもの。

### 【内容】

- 題名の改正  
「大台町ふるさと応援基金条例」 ⇒ 「大台町ふるさと創生基金条例」
- 既存条例の廃止（附則第2項）  
廃止する条例
  - （1）大台町人材育成基金条例（平成18年条例第59号）
  - （2）大台町地域活性化基金条例（平成23年条例第18号）
- 経過措置（附則第3項）  
廃止される基金に属する現金は、大台町ふるさと創生基金に移管する。

### 【施行期日】

令和5年6月1日

**議案第 19号 大台町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
について**

**【改正理由】**

過去の法改正などに伴う改正漏れが判明したため、所要の改正を行うもの。

**【改正内容】**

➤ 第3条の改正

平成28年4月1日に施行された地方公務員法（昭和25年法律第261号）により改正がなされた、「人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項」について整理する。

➤ 第4条の改正

平成18年3月31日をもって解散した「多気郡公平委員会」を、現在大台町が加入する「三重県市町公平委員会」に改め、併せて「公表の方法」を整理する。

**【施行期日】**

公布の日

**議案第20号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について**

**【改正理由】**

高齢者及び障がい者が受ける虐待その他権利侵害に関し、その防止及び適正な支援等について協議し、並びに成年後見制度の利用の促進に関する諸般の問題を協議するため、大台町権利擁護地域連携ネットワーク協議会を設置するに当たり、所要の改正を行うもの。

**【改正内容】**

別表第3（旅費を支給する委員等）中、「大台町高齢者等虐待防止ネットワーク連絡協議会委員」を「大台町権利擁護地域連携ネットワーク協議会委員」に改める。

**【施行期日】**

令和5年4月1日

## 議案第21号 大台町税条例の一部改正について

### 【理由】

当町の固定資産税の納期について、令和5年度から現行の10期割から4期割へ変更することに伴い、納期限ごとの分割金額を算定するための基準額を、事務の効率化と納税者の利便性から、引き下げる改正を行うもの。

### 【改正内容】

令和5年度以降の固定資産税における納期限ごとの分割金額を算定するための基準額を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第6項の規定に基づき9,900円から3,900円に引き下げる。

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第22号 大台町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 【改正理由】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴う条項の整理、及び関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴う主務大臣の変更、及び民法の一部を改正する法律の一部の施行により、民法（明治29年法律第89号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴う改正を行う。

### 【施行期日】

令和5年4月1日

**議案第23号 大台町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について**

**【改正理由】**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号、令和4年厚生労働省令第175号）の施行及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の施行、及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

**【改正内容】**

児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定とバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加及び民法（明治29年法律第89号）と児童福祉法（昭和22年法律第164号）における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴う改正、及び関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴う主務大臣の変更に関する改正を行う。

**【施行期日】**

令和5年4月1日

**議案第24号 大台町保育所設置条例の一部改正について**

**【改正理由】**

本条例附則第3項の規定する保育料の徴収の特例について、対象期間の終了に伴い、所要の改正を行うもの。

**【改正内容】**

特例措置の期間（令和2年7月1日から令和3年3月31日まで）の終了に伴い、同項を削除する。

**【施行期日】**

令和5年4月1日

## 議案第25号 大台町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

子ども・子育て支援法の条項削除に伴う条項の整理について改正を行う。

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第26号 大台町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 【改正理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号、令和4年厚生労働省令第175号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定とバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行う。

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第 27 号 大台町宮川歯科診療所条例の一部改正について

### 【改正理由】

大台町宮川歯科診療所に係る指定管理者の指定の更新手続きを進める中で、診療所の位置に関して、平成16年に旧宮川村において行った登記の異動が反映されていないことが判明したので、所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

診療所の位置（第2条）について、次のとおり改める。

改正前		改正後
大台町江馬 2 8 9 番地	⇒	大台町江馬 2 8 9 番地 1

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第28号 大台町国民健康保険条例の一部改正について

### 【改正理由】

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、国は健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例及び国民健康保険組合規約例の一部を改正する通知がなされたため、所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

#### 【条例】

	現 行		改正後
出産育児一時金	40万4千円	⇒	48万8千円

#### 【参考：規則の改正】

	現 行		改正後
産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合	1万6千円	⇒	1万2千円

※ 同条例第6条第1項中ただし書きに規定する、大台町国民健康保険出産育児一時金規則（平成20年規則第14号）

### 【施行期日】

令和5年4月1日

## 議案第29号 大台町国民健康保険税条例の一部改正について

### 【改正理由】

令和5年度税制改正の大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

### 【改正内容】

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げる。

### 【課税限度額】

課税限度額	現 行	⇒	改正後
後期高齢者支援金等課税額	20万円		22万円

### 【軽減判定所得】

被保険者数に乗ずる金額	現 行	⇒	改正後
5割軽減判定時	28万5千円		29万円
2割軽減判定時	52万円		53万5千円

### 【施行期日】

令和5年4月1日

**議案第30号 香肌奥伊勢資源化広域連合規約の変更に関する協議について**

**【理由】**

香肌奥伊勢資源化広域連合規約（平成10年香肌奥伊勢資源化広域連合規約第1号）を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係町と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。

**【内容】**

旧多気町区域の資源ごみ及び燃えないごみ等についても併せて処理を行うため、香肌奥伊勢資源化広域連合規約を変更する。

**議案第31号 令和4年度大台町一般会計補正予算（第11号）**

**議案第32号 令和4年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）**

**議案第33号 令和4年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）**

**議案第34号 令和4年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）**

**議案第35号 令和4年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）**

**議案第36号 令和4年度大台町水道事業会計補正予算（第3号）**

別冊「令和4年度補正予算説明資料（第1回定例会）」をご参照ください。

**議案第37号 令和5年度大台町一般会計予算**

**議案第38号 令和5年度大台町国民健康保険事業特別会計予算**

**議案第49号 令和5年度大台町介護保険事業特別会計予算**

**議案第40号 令和5年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算**

**議案第41号 令和5年度大台町水道事業会計予算**

**議案第42号 令和5年度大台町生活排水処理事業会計予算**

別冊「令和5年度 当初予算の概要」及び「令和5年度 一般会計当初予算事業説明資料」をご参照ください。